

JICPA 監査基準委員会研究報告「監査報告書に係る Q&A」
の公開草案に対する意見提出（2019.7.5）

日本公認会計士協会（JICPA）は、監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）の導入にあたって 2019 年 2 月 27 日公表の監査基準委員会報告書を補足するための Q&A についての標記公開草案を 2019 年 6 月 14 日に公表した。

経理委員会は、本 Q&A に関する JICPA 側の対応は評価するものの、一部記載や解釈が不明瞭な部分につき明確化を求める旨の意見を取りまとめ、2019 年 7 月 5 日に JICPA に提出した。

政 発 第 037 号

2019 年 7 月 5 日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

監査基準委員会研究報告「監査報告書に係る Q&A」の公開草案に関する意見提出の件

以下は、日本公認会計士協会の監査基準委員会研究報告「監査報告書に係る Q & A」の公開草案に関する一般社団法人日本貿易会経理委員会のコメントである。一般社団法人日本貿易会は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、経理委員会は、同会において本邦会計基準及び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。（末尾に当会の参加会社を記載。）

【全体意見】

監査上の主要検討事項（KAM）の導入に向けて、既に発行済みの監査基準及び監査基準委員会報告書 701 を補足・解説するため、本 Q&A を作成したこと、特に企業側より明確化を求めてきた未公表情報の開示、守秘義務との関係につき Q&A 形式で整理したことについては、今後の実務運用にあたり大いに参考となるものとする。

【個別の Q&A に関する意見】

Q2-9 監査上の主要な検討事項における固有の情報の記載

財務諸表利用者の理解を高めるため、特定案件に係る固有の情報を KAM に記載する背景は理解するも、KAM における詳細記述は、経営者に対する未開示情報の追加開示要請や、取引先との守秘義務に関する議論に波及する可能性が高い。本 Q&A においても、固有情報の開示は Q2-14、Q2-15 の質問内容との関連性が深く、監査人においても慎重な検討を行う必要があることを追記願いたい。

Q2-14 会社に対する財務諸表における注記の拡充の要請

追加情報の注記なくとも適正表示を満たしている場合には、監査人は KAM の記載のために経営者に注記の拡充を強要できないことが本 Q&A にて明確化されている。一方で、仮に経営者が現行の開示で十分と判断し、注記情報を追加しないと決定した場合、監査報告書においてのみ未公表情報が記載されるものと推測する。KAM における単独の追加開示は、財務諸表利用者にとって混乱を招く可能性があるため、追加情報の注記なく適正開示を満たしている場合、監査人は企業の開示する範囲内で固有情報の開示することが望ましいことを本 Q&A で追記願いたい。

Q2-15 会社の未公表情報の記述と監査人の守秘義務との関係

本 Q&A において未公表情報と監査人の守秘義務との関係について整理が行われたこと、未公開情報の開示にあたっては、経営者及び監査役との協議等、適切なプロセスを要することが明記された点については評価したい。

解説「(2) 監査基準に準拠する上で必要な範囲」において、会社の未公表情報でセンシティブな情報であっても、監査基準に準拠する必要な範囲に入らないことが例示されているが、本 Q&A においては、その取扱いについて明記されていないように思える。会社の未公表情報でセンシティブな情報がある場合は、監査基準に準拠する上で必要な範囲に入るのか否かについてより慎重な検討を要し、また、範囲の検討のみならず、経営者及び監査役等との十分な協議を要することを追記願いたい。

また、監査基準に準拠する必要な範囲に入らないと一般的に考えられる例示に関して、取引先との交渉に関する情報についても、訴訟と同様に自己（会社）に不利益な影響を及ぼす場合があるため、2 点目に以下の下線箇所の加筆をお願いしたい。

- ・ 訴訟に関してや、取引先との交渉において自己（会社）に不利益な影響を及ぼすほどに詳細な内容

Q2-20 監査上の主要な検討事項の監査人の法的責任に及ぼす影響

解説「(2) 第三者に対する責任」において、KAM についても一般的不法行為の対象となることが記載され、実際に行っていない監査手続を KAM に記載した場合がその例とされている。第三者の取引先との間で守秘義務がある中、監査人が KAM で守秘義務対象の情報を開示した場合の責任についても同様の取扱いとなるのか、明確化いただきたい。

以 上

一般社団法人日本貿易会
〒105-6106
東京都港区浜松町 2-4-1
世界貿易センタービル 6 階
URL <http://www.jftc.or.jp/>

経理委員会委員会社
CBC 株式会社
蝶理株式会社
阪和興業株式会社
株式会社日立ハイテクノロジーズ
株式会社ホンダトレーディング
稲畑産業株式会社
伊藤忠商事株式会社
岩谷産業株式会社
JFE 商事株式会社
兼松株式会社
興和株式会社
丸紅株式会社
三菱商事株式会社
三井物産株式会社
長瀬産業株式会社
日鉄物産株式会社
野村貿易株式会社
神栄株式会社
双日株式会社
住友商事株式会社
豊田通商株式会社
ユアサ商事株式会社